

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から実施する。

令和4年9月30日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(休業等)</p> <p>第13条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）<u>第2条第1項及び第3条第1項に規定する育児休業承認請求書は、別記第11号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、<u>別記第12号様式</u>によるものとし、承認権者に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、<u>別記第13号様式</u>によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあつては校長を経由して委員会に、部分休業の承認を受けている職員にあつては承認権者に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>育児休業規則第5条第1項に規定する育児短時間勤務計画書は、別記第14号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>5 育児休業規則第5条第3項に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第15号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</p> | <p>(休業等)</p> <p>第13条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）<u>第1条の2</u>に規定する<u>育児休業等計画書は、別記第11号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>育児休業規則第2条第1項（育児休業規則第3条において準用する場合を含む。）に規定する育児休業承認請求書は、別記第12号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、<u>別記第13号様式</u>によるものとし、承認権者に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、<u>別記第14号様式</u>によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあつては校長を経由して委員会に、部分休業の承認を受けている職員にあつては承認権者に提出しなければならない。</p> <p>5 育児休業規則第5条第1項に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第15号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</p> |

6～11 (略)

第11号様式 (第13条関係)

(略)

教職員の育児休業について (副申)

(略)

注 1 (略)

2 再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。

第12号様式 (略)

第13号様式 (略)

第14号様式 (第13条関係)

育児短時間勤務計画書

年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校

職・氏名

職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し上げます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

記

| | | | |
|----------------------|------------------|------------------|-------|
| 育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 育児短時間勤務の計画 | 育児短時間勤務請求期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 再度の育児短時間勤務請求予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 備考 | | | |

注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に (変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく) 提出すること。

2 「育児短時間勤務請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した育児短時間勤務

6～11 (略)

第11号様式 (第13条関係)

育児休業等計画書

(略)

第12号様式 (第13条関係)

(略)

教職員の育児休業について (副申)

(略)

注 1 (略)

2 再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。

第13号様式 (略)

第14号様式 (略)

| | |
|---|--|
| <p>務の請求期間を記入すること。</p> <p>3 子の出生前に提出する場合は、「育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名」欄は記入を要しないが、「生年月日」欄には出産予定日を記入すること。</p> <p>4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。</p> | |
|---|--|